

経営者そのための生命保険講座 第20回

生命保険見直し術

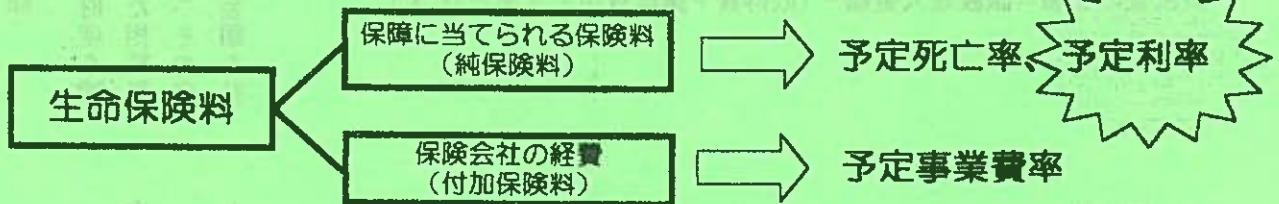
「4月の保険料率改訂」



皆さんご存知かも知れませんが、この4月から生命保険の保険料が変わります。ひょっとしたら3月中に「4月から保険料がアップするので今のうちに…」などと、セールスを受けた方もいらっしゃるかもしれませんね。

今回は保険料率改訂についていくつか説明します。まずは保険料のしくみから…

◆ 保険料のしくみ



- ① 予定死亡率 … 死亡率をもとに将来の保険金支払のための保険料を計算。
- ② 予定利率 … 預かった保険料の運用を見込んで事前に保険料を割り引く。
- ③ 予定事業費率 … 契約事務や契約の保全の費用を見込んで保険料に組込む。

今回の料率改訂は上記 ② 予定利率 の引き下げです。

現在の低金利下で、保険会社が従来の予定利率以上に運用することが困難になったからです。

予定利率（割引率）の引き下げ = 保険料のアップ

◆ 予定利率の推移

昭和60年～	5.5～6.25%
平成2年4月～	5.5～5.75%
平成5年4月～	4.75%
平成6年4月～	3.75%
平成8年4月～	2.75%
平成11年4月～	2.00%

予定利率は年々引き下げの方向にあります。

保険会社は高い予定利率の保有契約の維持に苦しんでいます（いわゆる逆ざや）。

*上記は有配当商品。無配当商品は上記より3.5%高い。

アドバイス … 予定利率の高いころに加入した保険は大事に継続しましょう。

以上のように保険料が変わります。ただし保険料がアップするのは終身、養老などの積立性の高いもので、掛捨ての定期保険などは影響をうけません。逆に保険会社は事業費を削減しているので、保険料が下がる商品もあります。

保険のご相談は当事務所まで。



担当 渋木 洋子